例をここに公布する。 広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条

令和五年七月十日

広島県知事 湯 﨑 英

彦

広島県条例第二十九号

改正する条例 広島県土砂の適正処理に関する条例及び広島県建築基準法施行条例の一部を

(広島県土砂の適正処理に関する条例の一部改正)

第一条 広島県土砂の適正処理に関する条例(平成十六年広島県条例第一号)の一部を次 のように改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

1―4 (略) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (適用除外) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方) (方	附則	七—九 (略) う土砂埋立行為	なされる協議の成立を含む。)を受けて行 一五 (略) 一一五 (略)	埋立	改正後	
1—4 (略)	附則	六—八 (略)	7—五(略)	(土砂埋立	改正前	

(広島県建築基準法施行条例の一部改正)

第二条 広島県建築基準法施行条例(昭和四十七年広島県条例第十六号)の一部を次のよ うに改正する。

に改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すよう

上支障がないと認めたとき。	また。 一大大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学では 一大学の 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学 一大学
四三(略略	行該略の 育がは では、 では、 では、 では、 では、 では、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に、 に
(がけ付近の建築物) 第四条の二 (略) 2 (略) 一 (略) 二 当該がけに係る災害防止工事について、 三十六条第二項の検査済証の交付があつた 三十六条第二項の検査済証の交付があった	2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 2 (略) 一 (略) 市 (中) 市

附 則

施行する。 この条例は、 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から